

～ 老齡基礎年金を受給していない方へ～ 下記に該当する『カラ期間』はありませんか？

老齡基礎年金は、25年(300ヵ月)以上の受給資格期間を満たした方が、65歳になると支給されます。(繰り上げまたは繰り下げ請求をされた方を除きます)

しかし、未加入期間や未納期間があり、受給資格期間を満たしていない場合には、年金を受給できないことがあります。ただし、下記に該当する場合は年金額には反映されませんが、受給資格期間の一部となる『カラ期間』として老齡基礎年金を受給することができます。

厚生年金などの加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間

学生であった平成3年3月以前の期間

海外在住の期間(任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間も含む)

厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間(昭和61年4月以降に国民年金の加入期間がある場合に限りです)

参考1 昭和61年4月から、国民年金は原則として20歳以上60歳未満までの全ての方(厚生年金・共済組合員は除きます)が加入することになりました。(学生は平成3年4月から)

参考2 海外在住の20歳から60歳未満の日本人は、任意加入となります。

受給資格期間を満たしている方については、社会保険庁より裁定請求書が誕生月の3ヵ月前に送付されますが、戸籍・住民票については誕生日の前日以降のものを提出することになりますので、ご注意ください。(年齢に到達していない書類は無効です)

また、受給資格期間が不足している方については、『年金に関するお知らせ』という注意を喚起するためのハガキが送付されます。

老齡基礎年金の裁定請求書については、総務課戸籍年金係の窓口でも受付することができます。社会保険庁から送付された裁定請求書・年金手帳・印鑑および戸籍・住民票を取得するための本人確認書類(運転免許証などの場合は1点以上の提示、保険証などの場合は年金手帳などの2点以上の提示が必要)、500円程度の手数料をお持ちのうえお越しください。ただし、本町に本籍がない方は、本籍地より戸籍謄本(独身の方は戸籍抄本)をお取り寄せのうえお越しください。

また、裁定請求書を紛失された方、または届いていない方は、窓口到手書き用請求書を備えつけてありますので、そのままお越しください。

なお、巡回窓口車「やまびこ号」でも受付することはできますが、戸籍の発行やコピーなどが、その日にできませんので、2回以上お越しいただくことになります。

その日にできないもの～戸籍・所得証明書の発行、配偶者の年金証書のコピーなど

問い合わせ先

総務課戸籍年金係 ☎ 52 2144

e-Tax を始めよう！ ～ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは～

国税に関する各種手続

所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告 全税目の納税 申請・届出などが自宅やオフィスからインターネットなどを通じて行うことができます！

特に源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には便利です！

ご利用いただく前に

e-Tax を始めるには、事前に電子証明書とICカードリーダライタの準備が必要です。

電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、総務課戸籍年金係の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書などを提出して電子証明書の発行を受けてください。

手数料がかかります。くわしくは、総務課戸籍年金係へお問い合わせください。

ICカードリーダライタ

家電量販店やインターネット販売で購入できます。

問い合わせ先 富良野税務署 ☎ 22 2144 総務課税務係 ☎ 52 2101 総務課戸籍年金係 ☎ 52 2144